

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2025年4月1日現在	
～2025年3月31日	2025年4月1日～

▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号） 実施 平成11年7月1日	▲専用サービス契約約款（平成11年経企第27号） 実施 平成11年7月1日
目次 （略） 第1章 （略） 第2章 専用サービスの種類 （専用サービスの種類） 第4条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります (1) 一般専用サービス (2) 高速デジタル伝送サービス (3) 無線専用サービス (4) 衛星専用サービス (5) その他の専用サービス 映像伝送サービス 第4条の2 （略） 第3章～第12章 （略） 別記 （略） 料金表 （略） 料金表別表 （略） 別表 （略） 基本的な技術的事項 （略）	目次 （略） 第1章 （略） 第2章 専用サービスの種類 （専用サービスの種類） 第4条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります (1) 一般専用サービス (2) 高速デジタル伝送サービス (3) 無線専用サービス (4) 衛星専用サービス (5) その他の専用サービス 映像伝送サービス 2 当社は、一般専用サービス及び高速デジタル伝送サービスに係る利用の開始及び変更の申込みを承諾しません。 第4条の2 （略） 第3章～第12章 （略） 別記 （略） 料金表 （略） 料金表別表 （略） 別表 （略） 基本的な技術的事項 （略）
	附 則（令和7年3月21日 C N S 1 第000400009875-01号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 （経過措置）

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2025年4月1日現在	
～2025年3月31日	2025年4月1日～
	2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。